

このコーナーはPDF版では掲載していません。

— 空き家・空き地を適切に管理しましょう —

昨年4月の広報でお知らせしましたとおり、「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」が施行され、1年以上が経過いたしました。

この間、各自治会や関係者、町民の皆様のご協力により、空き家等の所有者にお願いや指導をしてまいりましたが、依然として管理の行き届いていない空き家等が見受けられます。

また、空き地の雑草を放置しておく、害虫が発生したり、タバコの投げ捨てによる火災、不法投棄による環境の悪化や長年放置しておく、樹木が生え、その樹木が枯れたり強風で折れるなど、近隣住民に迷惑をかける恐れがあります。

空き家や空き地は所有者が責任をもって管理してください

空き家や空き地は個人の財産であることから、所有者は管理不全な状態にならないように管理する義務と責任があります。

所有する建物や敷地の樹木等が原因で他に被害を与えた場合は、その所有者や管理されている人が責任を問われる場合があります。

何らかの問題が発生した場合には、当時者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至らないよう、常に空き家や空き地の適正な管理に努めましょう。

《問い合わせ》

- | | | | |
|---------|------------------|---------|------------------|
| ・大島総合支所 | ☎ 0820 (74) 1001 | ・東和総合支所 | ☎ 0820 (78) 1110 |
| ・久賀総合支所 | ☎ 0820 (79) 1000 | ・橘総合支所 | ☎ 0820 (77) 5500 |
| ・総務課 | ☎ 0820 (74) 1000 | | |